

「令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新に係る調達仕様書案」への質問・意見に対する回答

※資料名・ページ番号は、必要に応じて、当庁で修正しております。

※予算の確保状況等の理由により、回答に示す要件の追加、変更又は削除の方針が変更となる場合があります。

#	資料名	対象項	対象行	記載内容	種類	区分	質問・意見	理由	回答
1	調達仕様書	3	30	表 1-1 用語一覧 原子力発電所等原子力防災専門官室	質問		すべての発電所に原子力防災官室は1つという認識で宜しいでしょうか。	見積に必要となるため	現在は原子力発電所等に原子力防災専門官室は設置されていないため、用語一覧から削除します。
2	調達仕様書	3	30	表 1-1 用語一覧 原子力事業所内原子力運転検査官室	質問		すべての発電所に原子力運転検査官室は1つという認識で宜しいでしょうか。	見積に必要となるため	ご認識のとおりです。
3	調達仕様書	6	64	表 1-3 役務内容 また、「令和5年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る機器の調達」にて納入された機器についても、納入場所から指定された場所への輸送・搬入、動作試験等を行うこと。	意見	3	「令和5年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る機器の調達」の納入場所の地域等の想定を追記願います。また納入場所から、指定された場所への輸送・搬入に係る経費が本調達に含まれる場合は、その旨を記載願います。	見積に必要となるため	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
4	調達仕様書	6	64	表 1-3 役務内容 設備等の提供 また、「令和5年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る機器の調達」にて納入された機器についても、納入場所から指定された場所への輸送・搬入、動作試験等を行うこと。	意見	3	「納入場所から指定された場所への輸送」と記載されていますが、「納入場所」を具体的に記載いただけますようお願いいたします。	要件を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
5	調達仕様書	7	67	自：契約締結日 至：令和10年3月31日 ただし、令和12年3月31日まで利用を延長する場合がある。	意見	4	左記の契約期間は、システムの設計、機器導入作業、機器の賃貸借、運用、保守、監視業務のすべてを含む期間と認識しております。「7 作業スケジュール」に、システム設計、導入作業に関する参考スケジュールは記載されておりますが、機器の賃貸借、運用、保守、監視業務に関する期間の記載がございませんので、明記をお願いいたします。	要件を明確にするため。	「7 更新作業スケジュール」に修正します。機器の賃借期間、運用／保守／監視業務に関する期間は、事業者が想定する更新作業スケジュールに依るため発注者が仕様書上で示すものではなく、調達手続において事業者が作成する提案書で想定する期間を示してください。
6	調達仕様書	7	71	7 作業スケジュール	意見	4	監視業務は、本システムを対象とした監視と認識しております。その上で、ネットワーク監視センター及びリモート監視センターでの監視業務開始時期についての記載がございませんので、明記をお願いいたします。	要件を明確にするため。	#5の回答をご参照ください。
7	調達仕様書	7	73	7 作業スケジュール 令和6年3月31日までに現行システムから次期システムへの移行を完了すること	質問	4	移行完了は、令和7年3月31日でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	記載を見直します。
8	調達仕様書	7	74	7 作業スケジュール なお、作業スケジュールを参考に、実現可能性を踏まえ、適切な期間で作業スケジュールを提案すること。	意見	3	作業スケジュールを検討するにあたり、各グループにおける検収時期の明記をお願いいたします。	要件を明確にするため。	事業者が提案する作業スケジュールによって変動するため、検収時期は提案書で示してください。
9	調達仕様書	9	113	本調達にて納入する機器を「別紙2】機器仕様」及び「別紙4】機器等数量表」に示す。	意見	4	機器数量は、機器数量表の数より変更しても問題ないでしょうか。機能設計書ではERCサイトに3台目が設置されていますが、同様に設置は可能でしょうか。ERCサイトへの機器設置廃止であれば廃止理由を仕様に記載願います。	提案構成によって機器台数が変わるため。	事業者が提案する構成で、ERCへの設置が必要な場合は、ERCに設置することは可能です。仕様書は原案のままとします。
10	調達仕様書	10	124	現地調査の実施	意見	3	各設置場所に入館するにあたり教育の受講は必要でしょうか。教育受講が必要な場合には、受講場所、受講内容及び受講対象者等を明記願います。	見積への反映可否を判断するため	教育の受講は不要です。
11	調達仕様書	10	133	A 現地調査の結果に基づき施工図を作成すること。	質問		受注後速やかに、最新の機器配置、配線図の電子データ（CAD等、編集可能なもの）をご提供いただくことは可能でしょうか。	図書作成に掛かるコストを判断するため	現行システムのCADデータ等は、規制庁では保有していません。
12	調達仕様書	10	135	I 設計・開発実施計画書等の作成	意見	3	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に則り、設計・開発実施計画書は発注者が主体となり作成し、受注者は作成を支援するものと認識しております。「設計・開発実施計画書の作成」を削除いただく、または、本要件が受注者にて作成する「実施計画書」を示すものであれば文章の修正をお願いいたします。	受注者が作成する図書ではないと認識しているため。	ご意見を踏まえ、「設計・開発実施計画書の作成」は削除します。
13	調達仕様書	10	146	調達範囲外のデバイスにかかる各種ライセンス費用は、本調達には含めない。	意見	3	調達件名：令和5年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る機器の調達（別紙5の機材）は、調達範囲外と読み取れるので、別紙5の機材（デバイス）にかかる各種ライセンスは含めるような文章に修正をお願いいたします。	要件を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
14	調達仕様書	10	146	調達範囲外のデバイスにかかる各種ライセンス費用は、本調達には含めない。	質問	4	本調達で導入するサーバの中には調達範囲外のデバイスからアクセスされるサーバが多数存在します。これら調達範囲外のデバイスアクセスを本調達範囲内のサーバが受け入れるために必要となるサーバライセンス（External Connector）は本調達の範囲内と考えておりますがいかがでしょうか。	要件を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。

「令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新に係る調達仕様書案」への質問・意見に対する回答

※資料名・ページ番号は、必要に応じて、当庁で修正しております。

※予算の確保状況等の理由により、回答に示す要件の追加、変更又は削除の方針が変更となる場合があります。

#	資料名	対象項	対象行	記載内容	種類	区分	質問・意見	理由	回答
15	調達仕様書	11	171	受入試験において、移行可否を最終的に判断するための具体的な受入試験内容を規制庁に提示	意見	1	受入試験は、設計・開発したシステムが要求仕様を満たしているのか発注者が判断する試験であり、テスト内容は発注者が作成・提示するものと認識しております。 「具体的な受入テスト内容を規制庁に提示」については削除をお願いいたします。	要件を明確にするため。	ご認識のとおり、受入試験は発注者にて主体的に実施するものです。ただし、試験を行う上で受注者側として実施可能な受入試験内容案をまず受注者に作成を求めるところであり、原案のままとします。
16	調達仕様書	12	197	故障発生時には、その切り分けに当たり責任を持って対応するとともに、故障状況を他調達の受注者及び規制庁へ報告すること。	意見	3	関連する施設、調達における故障発生は、他調達の受注者が責任を持って主体的に解決すべきものと考えております。 以下の通り文章の修正をお願いいたします。 「故障発生時には、その切り分けに当たり他調達の受注者と連携して対応するとともに、故障状況を規制庁へ報告すること。」	要件を明確にするため。	当該箇所は、本調達で納入した機器における故障発生時の役務となります。記載は原案のままとします。
17	調達仕様書	12	202 214	・なお、設置場所については、別途規制庁より指定する。 表 4-1 設置作業 No.1 第1・第2 データセンター、緊急時対応センター、各オフサイトセンターの設置場所は事前に規制庁へ確認すること。	意見	3	設置場所については、「貴庁に指定」していただける記載と、「事前に貴庁へ確認」する記載がございます。どちらに従うべきか不明瞭なため記載の統一をお願いいたします。	要件を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
18	調達仕様書	12	214	表 4-1 設置作業 No.3 本調達で更新する設備と対象外の設備との分界点は、「【別紙1】要件定義書」の「図 1-10 全体概要図（参考）」に示すとおりとすること。	意見	3	「【別紙1】要件定義書」の「図 1-10 全体概要図（参考）」では各種国WANや地域系WAN、インターネット回線等も調達範囲と読み取れます。 正しい分解点が確認できるよう、図の修正をお願いいたします。	要件を明確にするため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
19	調達仕様書	13	214	表 4-1 設置作業 No.13 使用しない天井・壁・床などの開口部	意見	3	「使用しない天井・壁・床などの開口部」ではなく、「天井・壁・床などの使用しない開口部」の認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	記載を見直します。
20	調達仕様書	12	214	配線作業	質問	4	配線作業に用いるケーブルは耐用年数・状況に応じ、既設流用することは可能でしょうか？	要件を明確にするため	既設ケーブルの流用はできない前提としてください。
21	調達仕様書	13	218	(カ)別途規制庁より指示する機器の取り外し及び指定場所への運搬を行うこと。	意見	3	取り外す機器の対象や設置拠点、数量が不明であり、「指定場所」も不明なため費用を算出することができません。具体的な情報を記載していただきますようお願いいたします。	要件を明確にするため。	現行システムの支給品を本調達の受注者にて取り外し、廃棄する旨を追記します。
22	調達仕様書	13 14	220 254	(ア) 既存システムとの接続 A 受注者は、今回各オフサイトセンターに導入する新たな設備を、各オフサイトセンターで統原防 NW システムに接続している地方公共団体等の既存システム（TV 会議システム、情報端末、電話、IP-FAX、IP-PBX、レイヤ2スイッチ、レイヤ3 スイッチ等）と接続可能とすること。ただし、接続するために既存システムの設定変更が必要となる場合には、設定変更内容に必要な情報を規制庁に提供すること。 F 次期システムに接続するために関連システムの設定変更が必要となる場合には、設定変更に必要な情報を規制庁に提供すること。	意見	4	「【別紙1】要件定義書.docx」に「509 (ウ) 統原防NWシステムに接続する各地方公共団体・各事業者」に設置されている電話システムとの接続において、既設IP-PBX装置側の設定変更等は伴わない通信手順を採用すること。」という記載があり、既存システムの設定変更は許容されない認識でございましたが、「調達仕様書.pdf」は左記の通り、設定変更が許容される記載がございました。 状況により、既存システム及び関連システムの設定変更が許容されるというご認識であれば、要件定義書に調達仕様書と同様の記載願います。	既存システム及び関連システムとの接続に関しての調整に関する工数を見込むため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
23	調達仕様書	13	221	受注者は、今回各オフサイトセンターに導入する新たな設備を、各オフサイトセンターで統原防 NW システムに接続している地方公共団体等の既存システム（TV 会議システム、情報端末、電話、IP-FAX、IP-PBX、レイヤ2スイッチ、レイヤ3 スイッチ等）と接続可能とすること。	質問	4	新旧システムを並行稼働させ移行する要件と解釈してよろしいでしょうか。	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
24	調達仕様書	13	221	A 受注者は、今回各オフサイトセンターに導入する新たな設備を、各オフサイトセンターで統原防NWシステムに接続している地方公共団体等の既存システム（TV会議システム、情報端末、電話、IP-FAX、IP-PBX、レイヤ2スイッチ、レイヤ3スイッチ等）と接続可能とすること。	意見	4	各オフサイトセンターで統原防NWシステムに接続される地方公共団体等の既存システムがあるとの記載がありますが、以下内容を追記願います。 ・対象範囲として対象となる拠点数 ・それぞれの接続機器についての情報	地方公共団体等の既存システムとの接続に関しての調整に関する工数を見込むため。	各関係機関の詳細な機器情報については受注後の共有とするため、前提を置いて見積りください。仕様書の記載は原案のままとします。
25	調達仕様書	13	221	A 受注者は、今回各オフサイトセンターに導入する新たな設備を、各オフサイトセンターで統原防NWシステムに接続している地方公共団体等の既存システム（TV会議システム、情報端末、電話、IP-FAX、IP-PBX、レイヤ2スイッチ、レイヤ3スイッチ等）と接続可能とすること。	意見	4	統原防NWに地方公共団体等の既存システムがどのように接続されているのかをご提示ください。 特に接続に当たり追加が必要となるハードウェアやライセンス等を本調達に見込む必要がある場合は、必要な旨や想定ライセンスを記載願います。	接続するシステムに関して追加でハードウェアやライセンス等が必要となった場合に本調達に含まれるのかどうかの確認。含まれる場合は、必要となるハードウェアやライセンス等のご提示をいただきたい。	各関係機関の詳細な機器情報については受注後の共有とするため、前提を置いて見積りください。仕様書の記載は原案のままとします。

「令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新に係る調達仕様書案」への質問・意見に対する回答

※資料名・ページ番号は、必要に応じて、当庁で修正しております。

※予算の確保状況等の理由により、回答に示す要件の追加、変更又は削除の方針が変更となる場合があります。

#	資料名	対象項	対象行	記載内容	種類	区分	質問・意見	理由	回答
26	調達仕様書	13	226	B 本調達範囲外の関係機関では、既存システムで以下の機能を利用している。システム移行の際は、関係機関への影響を最小限とし機能停止となることがないよう移行設計を行い、接続性を確保すること。	意見	4	現行の統原防NWに関する「設定変更」に関しては、同仕様書14ページ249行目のCに記載されているとおり費用は含まれないと理解しているが、現行統原防NWについての「設定変更」以外の作業についても含まれない認識で合っていますでしょうか？ 移行作業や確認作業等、「設定変更」作業以外の作業も発生すると考えられますが現行の統原防NWに関して発生する作業も全て本調達に含まれない範囲との理解でよいでしょうか？ 仮に本調達に含まれる場合、当該旨を追記願います。	作業範囲の明確化と作業工数の見積のため、確認させていただきたい。	仕様書249行目の「既存システム」は現行システムではありません。
27	調達仕様書	14	256	なお、移行作業において規制庁から要望があった場合、地方公共団体、電気事業者等への説明支援を実施すること。	意見	2	説明支援とあるが、受注者として関係機関に対するシステム更改内容の説明責務があると認識しております。 支援ではなく、以下のような説明に同行する旨の要求が必要であり、以下の通り文章の修正をお願いいたします。 「なお、移行作業において地方公共団体、電気事業者等への説明に同行し更改内容の説明を行うこと。」	地方自治体、電気事業者等への説明同行が必要であるため。	ご意見は採用せず、原案のままとします。
28	調達仕様書	15	310	(ア)産業廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行うほか、地域の条件、環境に配慮し、適切に行うこと。	意見	4	本調達は賃貸借となるため、撤去・データ消去後の機材の取り扱いについて、事業者にて廃棄又は再利用の判断をして問題ないと理解しています。 事業者にて判断を行う認識と異なる場合は、当該旨を明記願います。	見積に影響するため	産業廃棄物処理が必要となった場合の記述です。記載は原案のままとします。
29	調達仕様書	15	313	撤去作業	質問	4	本契約に既設機器の撤去は含まれるのでしょうか？	要件を明確にするため	既設機器の撤去は含まれません。
30	調達仕様書	15	318	(オ) 撤去、搬出及び廃棄のために必要な全ての経費（養生品、機材及び車両等を含む。）は、全て受注者の負担とすること。	意見	1	本システムは5年間の利用後、2年間延長されることが見込まれていると認識しております。 そのため、撤去費用を本調達に含めた場合、履行不可となります。 以下のように別途契約の旨の記載に変更をお願いいたします。 「(オ) 撤去、搬出及び廃棄のために必要な全ての作業（養生品、機材及び車両等を含む。）は、全て受注者が行うこと。なお、撤去、搬出及び廃棄のために必要な全ての費用（養生品、機材及び車両等を含む。）は別途清算とし本調達には含めない。」	システムの2年間延長が見込まれるため。	撤去費用は本調達に含めるため、原案のままとします。
31	調達仕様書	16	326	(ク)機器ラック等の架台は撤去せず残置すること。その際、開口部を適切に塞ぐ（養生）すること。	意見	3	残置する対象及び残置対象は賃借に含めないことを明記願います。 「以下のものは残置し、賃借対象外とする。 ・ラック ・XX ・XX」	賃借対象を明確にするため。	機器ラック等の架台は賃借に含め一旦撤去することとします。そのため、当該役務は調達仕様書から削除します。
32	調達仕様書	16	329	(ア) オフサイトセンター行政LAN 内線との接続作業	意見	3	本要求事項は【別紙1】要件定義書に類似内容が記載されているため、記載内容を整理し【別紙1】要件定義書への記載をお願いいたします。	【別紙1】要件定義書に類似内容が記載されているため。	ご意見は採用せず、原案のままとします。
33	調達仕様書	16	331	(イ) スクリプトの作成	意見	2	ノートPC II 型（モバイル用ノートPC）に関するスクリプト作成の記載が不足しております。必要となる要求仕様の記載をお願いいたします。	ノートPC II 型（モバイル用ノートPC）に要求するスクリプト作成の記載がないため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
34	調達仕様書	16	332	A 原子力発電所等原子力防災専門官室に配備する情報端末について、発電所等内緊急時対策所、各オフサイトセンター、緊急時対応センター、原子力災害対策本部、即応センターでの使用を想定し、IPアドレス等を自動で変更できるようなスクリプトを作成し配備すること。	意見	1	原子力発電所等原子力防災専門官室に配備する情報端末を、各オフサイトセンター、緊急時対応センター、原子力災害対策本部に持ち運び利用する用途は無いと認識しております。 以下拠点は削除をお願いいたします。 「各オフサイトセンター、緊急時対応センター、原子力災害対策本部」	利用用途と要求に齟齬があると認識しているため。	用途を踏まえ、“原子力災害対策本部”のみ削除します。また、原子力防災専門官室は存在しないため、“原子力防災専門官室に配備する”を“原子力防災専門官が使用する”に修正します。
35	調達仕様書	16	341	(ウ) WEB ペースの電話帳導入	意見	3	本要求事項は【別紙1】要件定義書に同一内容が記載されているため、本書から削除をお願いいたします。	【別紙1】要件定義書に同一内容が記載されているため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。

「令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新に係る調達仕様書案」への質問・意見に対する回答

※資料名・ページ番号は、必要に応じて、当庁で修正しております。

※予算の確保状況等の理由により、回答に示す要件の追加、変更又は削除の方針が変更となる場合があります。

#	資料名	対象項	対象行	記載内容	種類	区分	質問・意見	理由	回答
36	調達仕様書	16	348	(I) ポータルサイトからの情報閲覧について	意見	3	本要求事項は【別紙1】要件定義書に類似内容が記載されているため、記載内容を整理し【別紙1】要件定義書への記載をお願いいたします。	【別紙1】要件定義書に類似内容が記載されているため。	ご意見は採用せず、原案のままとします。
37	調達仕様書	16	355	ウ 受注者は、必要な教材、研修用資料及び操作手順書を作成すること。	質問	4	研修用資料とは、「表 4-4 提出図書一覧表」にある教育訓練用資料の認識でよろしいでしょうか。	図書名が曖昧であるため。	ご認識のとおりです。図書名を見直します。
38	調達仕様書	16	355	ウ 受注者は、必要な教材、研修用資料及び操作手順書を作成すること。	質問	4	操作手順書とは、「表 4-4 提出図書一覧表」にある簡易マニュアルおよび操作手引きの認識でよろしいでしょうか。	図書名が曖昧であるため。	ご認識のとおりです。図書名を見直します。
39	調達仕様書	17	358	運用計画書及び運用実施要領の作成支援	意見	3	運用計画書及び運用実施要領を作成するのは受注者の対応範囲と考えております。しかし、見出しでは、作成支援と記載されており、矛盾があります。修正をお願いいたします。	要件を明確化するため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
40	調達仕様書	17	359	(ア) 受注者は、業務開始当初に、運用保守設計書及び運用保守マニュアルを基に運用計画書（運用体制、作業手順、年間又は月間での作業スケジュール等）を作成し、規制庁に提出すること。	意見	3	運用計画書に作業手順を含める旨、要求されていますが、作業手順は運用実施要領に含める内容であると認識しております。運用計画書に作業手順を含める旨の記載は削除をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	ご意見を踏まえ、()内の記載は削除します。
41	調達仕様書	17	368	(ア) 受注者は、「【別紙 1】要件定義書」の「第 3.16 運用に関する事項」に示す定常時運用業務（システム操作、運転管理・監視、稼働状況監視、サービスデスク提供等）を行うこと。具体的な実施内容・手順は、運用計画書に基づいて行うこと。	意見	3	「具体的な実施内容・手順は、運用計画書に基づいて行うこと」とありますが、具体的な実施内容・手順は、運用実施要領に基づいて行うものと理解しております。参照図書の修正をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
42	調達仕様書	17	374	サービスレベルの達成状況	意見	3	サービスレベルの内容を具体的に記載願います。	運用業務の内容を明確にするため	サービスレベルの内容は、受注後に協議の上、決定することとします。
43	調達仕様書	17	374	サービスレベルの達成状況	質問	4	サービスレベルについて、具体的な記載がありませんが、どのような項目にどのようなレベルを要求しているのか不明瞭です。運用・保守設計の中で協議の上、決定する認識でよろしいでしょうか。	要件を明確化するため。	ご認識のとおりです。
44	調達仕様書	17	375	情報システム・ネットワークの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む。）	質問	4	運用作業報告書に取りまとめる項目として、「情報システム・ネットワークの構成」とありますが、「構成」とはどのようなことを報告書に取りまとめる必要があるか記載をお願いいたします。	要件を明確化するため。	統原防NWシステムの運転状況や監視状況の報告において、どの部分の報告なのかを示すため、システム概要図やシステム詳細図を用いるなどして作成する資料となります。
45	調達仕様書	17	376	情報システム・ネットワークの定期点検状況	意見	3	運用作業報告書の取りまとめ事項の中に「定期点検状況」が記載されていますが、保守作業報告書の取りまとめ事項の中にも同様の記載があります。定期点検は「表 1-3 役務内容」にもある通り、保守作業で行われる認識であるため、運用作業報告書の取りまとめ事項から削除をお願いいたします。	要件を明確化するため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
46	調達仕様書	17	381	受注者は、ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、規制庁にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かの確認を受けること。	意見	3	ソフトウェアの構成に変更が生じるケースは、「保守の実施」に限ったことではないと考えております。そのため、「保守の実施等」のように修正をお願いいたします。	記載内容の改善のため。	ご意見を踏まえ、“ソフトウェア製品の保守の実施において、”は削除します。システムの保守に係る記述は、(4)保守業務に移動します。
47	調達仕様書	17	381	(I) 受注者は、ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、規制庁にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かの確認を受けること。	意見	3	運用業務の定常時対応に保守業務に関する作業が記載されております。運用業務の定常時作業としては本内容はそぐわないため削除をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	#46の回答をご参照ください。
48	調達仕様書	18	399	(イ) 受注者は、障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。	意見	3	運用業務の障害発生時対応に保守業務に関する作業が記載されております。運用業務の障害発生時対応としては本内容はそぐわないため削除をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	障害対応は運用業務の範疇でも生じる作業であり、ご意見は採用せず、原案のままとします。
49	調達仕様書	18	402	(ロ) 受注者は、大規模災害等の発災時には、規制庁の指示を受けて、情報システム運用継続計画に基づく運用業務を実施すること。	質問	4	情報システム運用継続計画は発注者から提供されるとの認識でよろしいでしょうか。もしくは、IT-BCP計画書を指すものであれば文言の統一をお願いいたします。	情報システム運用継続計画の資料提供元を明確にするため。	情報システム運用継続計画は規制庁が受注者に提示します。

「令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新に係る調達仕様書案」への質問・意見に対する回答

※資料名・ページ番号は、必要に応じて、当庁で修正しております。

※予算の確保状況等の理由により、回答に示す要件の追加、変更又は削除の方針が変更となる場合があります。

#	資料名	対象項	対象行	記載内容	種類	区分	質問・意見	理由	回答
50	調達仕様書	18	431	監視	意見	3	監視業務は、運用業務と連携はするものの独立性を持つ業務であるため、運用、保守、監視として分けて記載すべきと考えております。運用業務と監視業務についてそれぞれの不明瞭な点が双方に影響して、曖昧さが拡大することが懸念されますので修正をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	監視業務は運用業務の一環であるため、ご意見は採用せず、原案のままとします。
51	調達仕様書	18	432	(ア) 受注者は、監視業務の結果を「図 4-1 監視センター業務日誌」にまとめ、オフサイトセンター地区担当者に提出すること。また、10 日間の業務日誌を旬報にまとめ提出するとともに、月間の業務結果を月例報告書にまとめ、翌月初に提出すること。	意見	4	監視センター業務日誌は、1日分の日誌と認識しております。現在の記載では、監視センター業務日誌の報告フォーマットは受託者の任意であると理解しています。報告フォームの指定がある場合は、指定がある旨を記載願います。	資料閲覧では、存在しない内容であった為今回新たに追加された内容であるかの確認と共に旬報や月例報告の項目は事前に取り決めるもののフォーム指定はない認識となります	ご意見を踏まえ、指定フォーマットがある旨を追記します。
52	調達仕様書	21	476	規制庁 ERSS担当者から別途提出の指示があれば都度提出すること。	質問	4	本項の提出物は、「ERSS データ伝送停止計画等公開フォーム」の認識でよろしいでしょうか。	提出物を明確にするため。	ご認識のとおりです。
53	調達仕様書	26	514	A 受注者は、監視業務の開始時に、監視業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当に書面で提出すること。	質問	4	本要求は、「表 4-4 提出図書一覧表」の情報セキュリティ管理計画書の認識でよろしいでしょうか。	提出物を明確にするため。	ご認識のとおりです。情報セキュリティ管理計画書に「監視業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制」を盛り込む旨を追記します。
54	調達仕様書	27	547	保守計画書及び保守実施要領の作成支援	質問	4	保守計画書及び保守実施要領を作成するのは受注者の対応範囲と考えております。しかし、見出しでは、作成支援と記載されており、矛盾があります。修正をお願いいたします。	要件を明確化するため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
55	調達仕様書	27	550	イ 保守継続可能期間 ハードウェア及びソフトウェア製品の保守継続可能期間は、以下に示すとおりとすること。 自：契約締結日	質問	4	保守継続可能期間が、「契約締結日」からとなっておりますが、完了届の提出時期であるグループ単位の納入時期から保守開始となる認識でよろしいでしょうか。	契約締結日が納入日と同じ日に行われなかつとされます。開始日によって費用に変更が得るため、開始日を明確にするため。	期間の最大は契約締結日からという意味です。
56	調達仕様書	27	559	(ア) 受注者は、「【別紙1】要件定義書」の「第3.17 保守に関する事項」に示す定常時保守作業（定期点検、不具合受付等）を行うこと。具体的な実施内容・手順は、保守計画書に基づいて行うこと。	意見	3	「具体的な実施内容・手順は、保守計画書に基づいて行うこと」とあるが、具体的な実施内容・手順は、保守実施要領に基づいて行うものと認識しております。参照図書の修正をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
57	調達仕様書	28	564	保守作業の内容や工数等の作業実績状況（統原防NW システムの脆弱性への対応状況を含む。）	意見	3	脆弱性への対応については、保守業務ではなく、運用業務であると認識しております。そのため、脆弱性への対応状況の報告に関しては月次で報告する運用作業報告書に取りまとめ報告することが必要と考えております。保守作業報告書の対象から削除をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	保守業務の対象作業に該当するため、ご意見は採用せず、原案のままとします。
58	調達仕様書	28	566	サービスレベルの達成状況	意見	3	サービスレベルの内容を具体的に記載願います。	保守業務の内容を明確にするため	サービスレベルの内容は、受注後に協議の上、決定することとします。
59	調達仕様書	28	566	サービスレベルの達成状況	質問	4	サービスレベルについて、どのような項目にどのようレベルを要求しているのか具体的な記載をお願いいたします。また、運用・保守設計の中で協議の上、決定する認識でよろしいでしょうか。	要件を明確化するため。	ご認識のとおりです。
60	調達仕様書	28	577	(ア) 受注者は、統原防NWシステムの障害発生時（又は発生が見込まれるとき）には、規制庁又は運用事業者からの連絡を受け、「【別紙1】要件定義書」の「第3.17 保守に関する事項」に示す障害発生時保守作業（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。	意見	3	「規制庁又は運用事業者からの連絡を受け」とありますが、運用事業者はネットワーク監視センターを指すのでしょうか。運用事業者がネットワーク監視センターである場合、本調達にネットワーク監視センター業務も含まれていると認識しています。適切な内容に変更をお願いいたします。	要件を明確化するため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
61	調達仕様書	28	577	(ア) 受注者は、統原防NWシステムの障害発生時（又は発生が見込まれるとき）には、規制庁又は運用事業者からの連絡を受け、「【別紙1】要件定義書」の「第3.17 保守に関する事項」に示す障害発生時保守作業（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。なお、障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は、保守計画書及び保守実施要領に基づいて行うこと。	意見	3	「障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。」とありますが、情報セキュリティインシデントの対応は運用業務であると認識しております。「障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。」は削除をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	記載内容は見直しますが、ご意見は不採用とします。

「令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新に係る調達仕様書案」への質問・意見に対する回答

※資料名・ページ番号は、必要に応じて、当庁で修正しております。

※予算の確保状況等の理由により、回答に示す要件の追加、変更又は削除の方針が変更となる場合があります。

#	資料名	対象項	対象行	記載内容	種類	区分	質問・意見	理由	回答
62	調達仕様書	28	577	(ア) 受注者は、統原防NWシステムの障害発生時（又は発生が見込まれるとき）には、規制庁又は運用事業者からの連絡を受け、「【別紙1】要件定義書」の「第3.17 保守に関する事項」に示す障害発生時保守作業（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。なお、障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は、保守計画書及び保守実施要領に基づいて行うこと。	意見	3	「具体的な実施内容・手順は、保守計画書及び保守実施要領に基づいて行うこと。」とあるが、具体的な実施内容・手順は、保守実施要領に基づいて行うものと認識しております。保守計画書は削除をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	ご意見は不採用とします。
63	調達仕様書	28	589	(オ) 受注者は、大規模災害等の発災時には、規制庁の指示を受けて、情報システム運用継続計画に基づく保守作業を実施すること。	質問	4	情報システム運用継続計画は発注者から提供される認識でよろしいでしょうか。もしくは、IT-BCP計画書を指すものであれば文言の統一をお願いいたします。	情報システム運用継続計画の資料提供元を明確にするため。	情報システム運用継続計画は規制庁が受注者に提示します。
64	調達仕様書	28	595	オ 情報システム・ネットワークの現状確認	意見	3	本要求は、保守業務ではなく運用業務であるため、削除をお願いいたします。	記載内容に齟齬があるため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
65	調達仕様書	32	641	表 4-4 提出図書一覧表 ファイルサーバアクセス履歴集計表 仮想ブラウザを経由したファイルサーバへのアクセスログを集計したもの	意見	3	従来、一般系と専用系間でファイル授受する際、共通系ファイルを介して行っておりました。本調達では、仮想ブラウザが要件に採用されており、共通系ファイルサーバや一般系ファイルサーバの記載が無くなり、仮想ブラウザとして使用するファイルサーバは無い認識です。その代わりに、仮想ブラウザとして、ファイルを専用系に取り込む機能要件が追加されております。「摘要」の内容について、修正をお願いいたします。	要件を明確化するため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
66	調達仕様書	33	655	カ 操作説明のマニュアルは、システムを熟知していない初心者でも容易に理解できる内容で作成し、その内容について規制庁担当者の承認を得ること。	質問	4	「操作説明のマニュアル」とは、「表 4-4 提出図書一覧表」にある簡易マニュアルおよび操作手引きの認識でよろしいでしょうか。	図書名が曖昧であるため。	ご認識のとおりです。文言は統一します。
67	調達仕様書	35	693	(2)本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、当該業務の中心的役割を担う者1名及びその代理人となる1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、設計・構築業務等の経験が5年以上であることを確認できる書類を提示すること。 ・情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ） ・技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者）） ・PMP（Project Management Professional）	意見	2	作業要員に求める資格等の要件について 「当該業務の中心的役割を担う者1名及びその代理人となる1名について」というございますが、「プロジェクトマネージャについて」という要件に変更いただけますでしょうか。 また要件は以下に修正願います。 ----- プロジェクトマネージャは以下の業務経験を有すること。 ・直近5年以内に109拠点以上に接続され、かつ端末数1,600台以上が含まれること。なお、クラウドメールサービスを提案する場合には、クラウドメールサービスを利用する情報システムの設計・構築のプロジェクトマネージャを担当した実績を有すること。 また以下の資格のうち1つ以上を有すること。2つ以上有する場合には加点として評価する。 【プロジェクトマネージャ要件】 ・情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ） ・技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者）） ・PMP（Project Management Professional） ・情報処理安全確保支援士	「当該業務の中心的役割を担う者1名及びその代理人」という記載だと対象者が曖昧となるため。 ・直近5年以内に109拠点以上に接続され、かつ端末数1,600台以上が含まれること。なお、クラウドメールサービスを提案する場合には、クラウドメールサービスを利用する情報システムの設計・構築のプロジェクトマネージャを担当した実績を有すること。 →本件では拠点数が109に増加し、端末台数が1600台程度で、提案次第ではクラウドメール導入の可能性あることから、同等以上の案件実績をプロジェクトの責任者であるプロジェクトマネージャが有していることは確実な業務遂行を行うために必須と考えられるため。 また資格の追加理由は以下の通りです。 ・情報処理安全確保支援士 →本件は国家の重要システムの調達となり、セキュリティに関しても細心の注意が払われるべきであることから、セキュリティに関して十分考慮されたシステム構築が必須となり、プロジェクトマネージャが情報処理安全確保支援士を保有していることはプロジェクトにおいて有益になると考えるため。	ご意見は採用せず、原案のままとします。
68	調達仕様書	35	693 699 705	2 作業要員に求める資格等の要件	質問	4	当該業務の実施担当を担うもの、情報セキュリティ対策の設計・実装を担うものについて、必要な資格条件を満たしていれば、兼務は可能となりますでしょうか？	要件を明確にするため	2 作業要員に求める資格等の要件における(3)と(4)について、同一の担当者での兼務は不可となります。
69	調達仕様書	35	704	(3)本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、当該業務の実施担当を担う者3名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、ネットワーク基盤の設計・構築業務等の経験が3年以上であることを確認できる書類を提示すること ・CCIE（Cisco Certified Internetwork Expert）	意見	1	CCIE（Cisco Certified Internetwork Expert）に関する要件について、削除願います。	特定製品ベンダ（Cisco社）の資格となり、Cisco社以外の製品で実装する場合にはCCIEを保持していることが必ずしも有効とは言えないため。	CCIE（Cisco Certified Internetwork Expert）の資格所有は必須要件ではないため、原案のままとします。

「令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新に係る調達仕様書案」への質問・意見に対する回答

※資料名・ページ番号は、必要に応じて、当庁で修正しております。

※予算の確保状況等の理由により、回答に示す要件の追加、変更又は削除の方針が変更となる場合があります。

#	資料名	対象項	対象行	記載内容	種類	区分	質問・意見	理由	回答
70	調達仕様書	35	714	監理技術者（電気）	意見	3	以下文言に修正願います。 監理技術者(電気通信)	電気通信設備工事が主たるものため	監理技術者（電気）資格保有者が実施すべき作業があるため、原案のままとします。
71	調達仕様書	35	719	(2)代替オフサイトセンター用資機材倉庫は、受注者の責任において用意すること。なお、代替オフサイトセンター用資機材倉庫に保存する機器は、「【別紙1】要件定義書」の「第3.11 情報システム稼働環境に関する事項」に記載の「表3-3 温度条件」及び「表3-4 湿度条件」の要件を満たす環境に保管することとし、温度及び湿度を保つために必要な設備を備えること。また、必要に応じて規制庁が現地確認を実施することができるものとする。	意見	4	現行は代替オフサイトセンター用資機材倉庫としてお客様の拠点に物品保管されておりますが、本調達においても同様の対応が可能と理解しています。 同様の対応が不可である場合は、その旨を追記願います。	見積の公平性のため。	現行では代替オフサイトセンター用資機材倉庫は受注者にて用意しています。本調達においても当該役務の記載のとおりの方針とします。
72	調達仕様書	40	823	表 6-2 関連標準・基準等 項番14 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン	意見	3	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインではないでしょうか 現在、政府CIOポータル（Webサイト）に掲載されている標準ガイドライン群には、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」は記載されておりません。	要件を明確化するため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
73	調達仕様書	41	859	受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行い、必要な対応を行うこと。	意見	1	将来起こりうる改定内容を想定することは難しいと考えております。 改定に伴う影響分析および必要な対応に係る費用は、本調達に含めず、別契約とする旨、記載をお願いいたします。	価格低減のため。	ご意見を踏まえ、記載を見直します。
74	調達仕様書	42	866	情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を規制庁と協議し、指示された期間までに是正を図ること。	意見	1	要求仕様が満たされた情報セキュリティ対策に対する指摘又は改善案である場合、是正に係る費用は本調達には含まず、別契約とする旨、記載をお願いいたします。	価格低減のため。	受注者側の瑕疵に基づく改善は受注者の負担であり、受注者に瑕疵はないと認められる場合は、その都度協議にて決定することとします。仕様書は原案のままとします。
75	調達仕様書	43	918	セ廃棄・交換時のデータ消去において、ハードディスク等記憶装置内の電子データ等は、廃棄及び交換の際に完全に消去を行い、規制庁へデータ消去証明書を提出すること。具体的な消去設備・電子データは、複数回の書き込み又は物理的に読むことができなくなる方法とし、別途規制庁より指示するものとする。	意見	4	データ消去作業は、搬出先での対応で問題無いと理解しています。 搬出前に現地での作業が必要な場合は、その旨を追記願います。	見積の公平性のため。	機器が設置されている拠点でデータ消去を行うこととし、搬出先での作業は不可とします。仕様書は原案のままとします。
76	調達仕様書	46	1009	(3)受注実績	意見	2	以下の受注実績の追加をご検討願います。 ----- ・直近5年以内に109拠点以上に接続され、かつ端末数1,600台以上が含まれ、直近5年以内に109拠点以上に接続され、かつ端末数1,600台以上が含まれること。なお、クラウドメールサービスを提案する場合には、クラウドメールサービスを利用する情報システムの設計・構築を行った実績を有すること。 ・過去5年間において、不正な取引等、社会的信用を失墜する行為を行っていないこと。	追加をご検討いただきたい理由は以下の通りです。 ・直近5年以内に109拠点以上に接続され、かつ端末数1,600台以上が含まれ、かつクラウドメールサービスを利用する情報システムの設計・構築を行った実績を有すること。 →本件では拠点数が109に増加し、端末台数が1600台程度で、提案次第ではクラウドメール導入の可能性のあることから、同等以上の案件実績のある事業者であることが確実な業務遂行を行うために必須と考えられるため。 ・過去5年間において、不正な取引等、社会的信用を失墜する行為を行っていないこと。 →公正・公平の観点からコンプライアンス遵守をしており、不正な取引等、社会的信用を失墜する行為を行っていない事業者を選定すべきと考えるため。	応札者を必要以上に制限する恐れがあるため、原案のままとします。